

安倍反動教育の行き着く先＝「瑞穂の國記念小學院」を許さない集会

「教育勅語」体制下の戦前・戦中教育

～死を強要する「教育」から教育そのものの死へ～（メモ）

2017・3・25 大阪教育研究会会員 間苧谷

(1) 「明治憲法」とセットで作られた「教育勅語」。戦前・戦中の絶対主義的天皇制国家に付き従う臣民の育成を一貫して担った。「教育勅語」を背骨とした戦前・戦中の教育の変遷を見る中で、それが最後に軍国主義・超国家主義の時期を迎え、教育そのものの死がもたらされたことを概観する。

(2) 戦前・戦中の教育は、大きく四つの時期に区分されよう。

【第一期】「教育勅語」成立以前——公教育制度に当初から内在した軍国主義——「明治」初期

・1872年8月3日、「学制」公布。下等小学1,2年のみに「^{ぎょうぎのさとし}修身口授」を置く。「学制」の本質は、国家主義、富国強兵策の一環。この意義を見る際、以下の事柄に注目。

①学校教育の「治安の具」（治安対策機関）の役割。

②神道思想による国民教化事業（「天皇神格」イデオロギーによる国民思想の統合化）として「大教宣布運動」を「学制」に先行し開始。

③「徴兵制」を同時期に。近代的な軍事制度整備。兵士に必要な教養・能力形成の課題。

【第二期】「教育勅語」の成立——富国強兵のための教育、天皇制教育体制の確立——「明治」中期～「大正」初期

・1879年8月、天皇による最初の教育指針「教学聖旨」。「教育勅語」の元。これは、自由民権運動との拮抗の中で、「学制」以来の教育政策を再編、「徳育強化」「徳育重視」を前面に、天皇制・封建道徳を基本に据えた儒教主義的徳育教科化を図ったもの。

①修身を教科の筆頭に位置付ける（1880年12月28日の改正「教育令」）。②幼童のための修身書『幼学綱要』を編纂・刊行（1882年）。③その書を教師用書として官公立学校に頒布。

・1881年5月4日、「小学校教則綱領」。全学年に「修身科」を置く。徳育を知育より重視、忠君愛国を最も重要な道徳としてあげる。

・1881年6月「小学校教員心得」。その職務は「尊王愛国ノ士氣ヲ振起」して「国家ノ安寧福祉ヲ増進スル」にある。「集会条例」による政治活動禁止方針により、教員を政治的に隔離、政府への批判的言辞、批判的意識を封じる。

・1882年1月、「軍人勅諭」。軍事を天皇の直属に。「教育勅語」と共に天皇制国家イデオロギーの中核。

この間、「教育の勅令主義」を実施。「軍事と教育は車の両輪として」天皇の直接統治に。

・1883年、『小学修身書』。完全に儒教主義への切り替え。

森有礼による「学校制度改革」。この時、小・中・師範学校の教科書検定制度発足。日本資本主義の生成の流れの中、「帝国憲法」、国会開設を視野に入れて、教育における国家の主導性を確立する政策。

・1889年2月11日、「大日本帝国憲法」公布。

・1890年10月30日、「教育勅語」発布。謄本を全国の学校に配布。「奉読」で趣旨の徹底を図る。森の主導した国家主義教育制度に「天皇主義」「国家主義」の心棒を通す。

これ以降、修身書の特徴は「徳目主義」。毎学年勅語に示された徳目を繰り返す編集形式。

・1891年6月、「小学校祝日大祭日規程」。「御真影」拝礼、「万歳」奉祝、「勅語」奉読、「誨告・演説」、祝祭日「唱歌」（「君が代」など）合唱、という儀式の内容確定。

・1891年11月、「小学校教則大綱」。総ての教科目で「徳性ノ涵養」に「留意シテ教授」すること、「修身」では「教育ニ関スル 勅語ノ旨趣」に基づくこと、「尊王愛国」の士気の涵養、女兒については「貞淑の美德」。

この間、就学率が急速に向上。義務教育年限の延長。

・1900年頃から、童話・伝記による修身教材。「人物主義」。ヘルバルト派の教授思想による。

・1903年4月、「小学校令」一部改訂。前年の教科書疑獄事件を口実に、国定教科書制度の成立を図る。まず、修身・国語読本・日本歴史・地理の教科書、「国体」を教える上で関連させる必要との理由で同時に国定化。

・1903年暮、「尋常小学修身書」「高等小学修身書」発行。「徳目主義」と「人物主義」両方の「長所」を取った、と称す。家族道徳や国家に対する道徳が検定教科書より減少、近代市民社会の道徳の比重が高まる（第一期国定修身書）。

日露戦争の勝利・「第二次産業革命」の進展による「国力」充実、高い義務教育就学率、「国体の尊厳・忠君愛国・滅私奉公」の国定教科書、複線型学校体系の整備等々、「帝国憲法・教育勅語」体制は基盤を強固に。

・1910年以降、使用された第二期国定修身書は、日露戦後の国家主義思想を反映、国民道徳が強化され、家族的國家倫理（「前近代的な家族倫理がピーク」）を重視。満州事変後の大修正まで修身教科書の基本構成を決定。

【第三期】教育の軍事化政策——「大正」中期～「昭和」初期

第一次大戦（1914年7月～18年11月）を前後して日本の産業構造は根本的質的転換。階級構成も変化。労働者階級の進出。労働争議の増加。「大正デモクラシー」。「民衆運動」の進展。これらは政府の教育政策にも変更を迫る。

大戦後の帝国主義的国際競争の激化を予測し、「戦後ノ経営」を担うべき国民（臣民→公民）の育成をはかることが「国民教育」に期待される。その主たる中身は

①絶対主義的官僚・軍閥勢力が主導権を取り、ブルジョア・地主階級の支持・合意によって進められた絶対主義教育の修正ないし「合理化」。教育の軍事化政策というべきもの。初等教育（小学校）を社会教育（「実業補習学校」、「青年訓練所」）に連結、それを軍隊での教育に接続。国民皆兵制度（徴兵制）下で国民教育を軍隊教育によって完成させる制度的仕組みの確立。総力戦体制のための「国民軍隊」創出への過程。

②ブルジョアジーが主導し、官僚・軍閥勢力が補完した、国際的経済競争の担い手育成を目指した中等・高等教育の拡充。一方で「国民道徳の養成」など国家目的を強化しながら、他方、教育機会の拡大を目指すもの。天皇制イデオロギーの定着や「忠良ナル臣民」「良民」の育成という面で初等教育はじめ「国民教育」に期待をかけながら、義務教育を通じての国民の労働能力の基礎形成という面では従来以上に財政投下を避けるブルジョア意識。

③植民地教育の振興・拡充政策。植民地人民の根強い抵抗の前に「武断政治」から「文化政治」に転換せざるを得ない。

・1918年、第三期国定修身書の編集。この年より年を追って修正。「時代の推移に即して新しい公民的・社会的な教材が加えられ、封建道徳は弱められ、国際協調の性格が明確に打ち出された」。

「昭和」初期。三井、三菱など巨大コンツェルンの形成。世界大恐慌に伴う「危機」を、国内の治安弾圧を伴う対外侵略へ。日本教育労働組合（「教労」）と新興教育研究所（「新教」）によるプロレタリア教育運動が展開される。生活綴方教育運動など。弾圧に次ぐ弾圧で30年代半ばから40年代前半に実質消滅。

・1931年、満州事変。

・1933年、第四期国定修身書使用開始。国体の思想によって国民道徳を統一し、歴史的に「臣民の道」を体系化。すべての国民の道徳を「肇国の精神」に結びつける。「神国日本」の思想。「国歌」が入り、君が代尊重の理由を理解させる。教書用書では、国家に対する作法を会得させるよう指導、となっている。

1934年10月、陸軍省「国防の本義とその強化の提唱」。近代的な総力戦体制＝高度国防国家体制への移行、国家統制経済体制の必要性を提示。

【第四期】天皇制ファシズム・軍国主義のための教育体制——戦時教育体制の確立と崩壊

・1937年7月、日中戦争勃発。

・1941年4月、旧来の小学校を国民学校に再編。勤労青少年のための青年学校の設置。12歳から19歳の男子すべての就学義務化。戦争とファシズムのための教育体制樹立。

「国民学校」の「教育」は、「皇国ノ道ニ則リテ」「国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」ことを目的に、『国体の本義』（1937年）、『臣民の道』『戦陣訓』（1941年）に示された皇国民、軍人像に基づき「天皇に帰一」し、身を挺して「国家に奉仕」することを強要するもの。

・1941年から順次第五期国定修身書が使用された。「国民皆兵」の自覚が教えこまれ、「神国日本」の国家観を植え付けられた。そこから発する「八紘為宇」の使命を自覚させられた「少国民」は、次にその実践者、「皇運扶翼」の「皇国民」として「錬成」される。

修業年限の短縮を手始めに学校の教育活動自体が縮小。やがて機能を失う。

・1944年2月、閣議決定「決戦教育措置要綱」により、「国民学校初等科」を除き、学校の授業停止。

・1944年5月、「戦時教育令」と同「施行規則」により、「学徒隊」編成。教育機関は戦争遂行機関へ。

・1945年8月、敗戦。

以上